

令和7年度滋賀県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 電子処方箋の活用・普及の促進を図るため、電子処方箋管理サービスのシステム整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、電子処方箋サービスを導入したうえで、電子処方箋の普及促進における周知、啓発に協力する県内の保険医療機関等(健康保険法第63条第3項各号に定める病院もしくは診療所または薬局に限る。)であって、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)」(以下、「要領」という。)の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「基金」という。)から要領の「第9 交付の決定及び通知」の通知を受けた施設の開設者とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とする。ただし、令和7年9月30日までに導入完了した電子処方箋に関する導入費用の一部を補助する。

また、(3)の事業経費は、(1)及び(2)の経費と重複はできない。

なお、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が、規則第6条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業についても、この交付要綱で認められている範囲内で適正と認められる場合には、補助の対象とすることができる。

- (1) 電子処方箋管理サービスを初期導入((3)に掲げるものを除く。)するために行うレセプトコンピューターおよび電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する医療機関職員および薬局職員への実施指導等の費用(以下「導入費用」という。)
- (2) 電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能(以下「新機能」

という。)を導入するための導入費用

(3) 電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するための導入費用

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める対象経費の総事業費から寄付金その他の収入額(要領に基づき基金から交付された補助金を除く。)を控除した額と第2欄で規定する基準額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
第3条(1)に掲げる事業に必要な経費	1 大規模病院(病床数200床以上) 486.6万円	6分の1
	2 病院(大規模病院以外) 325.9万円	
	3 診療所、薬局 38.8万円	4分の1
第3条(2)に掲げる事業に必要な経費	1 大規模病院(病床数200床以上) 135.6万円	6分の1
	2 病院(大規模病院以外) 100.2万円	
	3 診療所 24.5万円	4分の1
	4 薬局 25.6万円	
第3条(3)に掲げる事業に必要な経費	1 大規模病院(病床数200床以上) 602.2万円	6分の1
	2 病院(大規模病院以外) 405.9万円	
	3 診療所 54.2万円	4分の1
	4 薬局 55.3万円	

(申請方法)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金申請システム「j Grants (J グランツ)」を利用し、第6条、第8条および第9条に規定する手続きを行う。

(交付申請および実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業ごとに次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に交付申請および実績報告を行わなければならない。

- (1) 経費精算書(別記様式第1号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 領収書内訳書の写し
- (4) 基金が交付する交付決定通知の写し
- (5) 振込先口座の確認できる通帳の見開きページ(写し)
- (6) その他知事が必要と認めるもの

2 前項の申請に当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 補助事業者が前項の申請を行う場合は、第3条の各号に規定する事業の完了後に行うものとする。

4 複数の保険医療機関等から構成される組織は、同組織に属する複数の対象保健医療機関等の第1項に係る交付申請等を、一括して行うことができるものとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止(一部の中止または廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具およびその他財産については、(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下、「適正化法施行令」という。))第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律または予算制度に基づく県の負担または補助を受けてはならない。
- (9) 補助事業者が(1)から(8)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内

容を変更しようとするときはその旨を知事に申請しなければならない。

（標準事務処理期間）

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- （1）規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、第6条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- （2）知事は、第9条の規定による補助金の変更申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- （3）規則第13条の規定による額の確定は、第6条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年9月17日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。